

寒川町健康管理センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月25日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第6号

寒川町健康管理センター条例の一部を改正する条例

寒川町健康管理センター条例（平成18年寒川町条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 健康管理センターに分室を置き、寒川町宮山144番地1に設置する。

第3条を削る。

第4条第2項中「指定管理者は必要がある」を「町長が特に必要」に改め、「、あらかじめ町長の承認を得て」を削り、同条を第3条とする。

第5条第2項中「指定管理者は必要がある」を「町長が特に必要」に改め、「、あらかじめ町長の承認を得て」を削り、同条を第4条とする。

第6条第2号中「又は指定管理者」を削り、同条を第5条とする。

第7条中「指定管理者」を「町長」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「指定管理者は」を「町長は」に、「町長若しくは指定管理者が」を「町長が特に」に改め、同条を第7条とし、第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

附則に次の1項を加える。

（健康管理センターの休止）

- 3 第2条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により寒川町宮山401番地に設置する健康管理センターは、令和8年9月1日から当分の間、休止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条に1項を加える改正規定及び附則に1項を加える改正規定は、令和8年9月1日から施行する。